

# KIER DISCUSSION PAPER SERIES

## KYOTO INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

Discussion Paper No.1705

“移行期ドイツ東部諸州における労働市場政策：  
統一コスト再考”

里上三保子

2017年10月



KYOTO UNIVERSITY

KYOTO, JAPAN

# 移行期ドイツ東部諸州における労働市場政策：統一コスト再考

里上三保子<sup>1</sup>

## 要旨

1990年の東西統一以降、東部諸州における労働市場の状況は改善の兆しのないままに推移し、失業問題は長期化の様相を呈していた。この間に実施された社会政策・労働市場政策にかんする支出は統一にかかった費用の一部とみなされ、連邦政府や旧連邦諸州の負担と考えられている。一方、90年代の東部諸州は体制移行と西独への統一が重なり合った状況下であり、失業は経済・社会構造が大きく変化していく中で生じた体制転換に伴う社会的コストである。東部諸州にかんして、統一コストにかんする議論も労働市場にかんする議論もこれまで盛んに行われてきたが、社会的コストという観点でこの二つの議論が結び付けられることはほとんどなかった。本報告では、1990年代の労働市場がどのような状況であり、それに対してどのような労働市場政策が展開されたのかを検討し、そこでの問題点や課題を明らかにすることを目的とし、労働市場にかんして社会的コストという観点を含めての統一コスト再考に迫る。

**Keywords:** 労働市場政策, 失業, 体制移行, 社会的コスト, ドイツ統一

**JEL Classification Codes:** E24, E61, 052, P26

---

<sup>1</sup> 京都大学経済研究所 研修員  
E mail: gamihoko@gmail.com

## はじめに

1990年の東西統一以降、1990年代を通じて東部諸州における労働市場の状況は改善の兆しのないままに推移し、失業問題は長期化の様相を呈していた。こうした状況に対し、連邦政府をはじめとした各政策主体は様々な角度から失業問題への対処を行ったが、その政策の効果に対しては厳しい評価が大半を占めた。この間に失業者に対しては失業手当や失業扶助が支給され、積極的市場政策も大規模に実施された。こうした支出は統一にかかった費用の一部とみなされ、連邦政府や旧連邦諸州の負担と考えられている。しかし、90年代の東部諸州は社会主義から資本主義への変化という体制移行の過程と西独への統一という統合過程が重なり合った状況下であり、経済・社会構造が大きく変化していく最中であったことを考慮すれば、そうした中で生じていた失業といった社会的な問題は東部諸州にとっては体制転換に伴う社会的コスト<sup>2</sup>ということになる。東部諸州にかんして、統一コストにかんする議論も労働市場にかんする議論もこれまで盛んに行われてきたが、社会的コストという観点でこの二つの議論が結び付けられることはほとんどなかった。本稿では、統一と移行という2つの変化が重なり合った状況下、1990年代の労働市場がどのような状況であり、それに対してどのような労働市場政策が展開されたのかを検討し、そこでの問題点や課題を明らかにすることを目的とし、労働市場にかんして社会的コストという観点を含めての統一コスト再考に迫りたい。

まず、第1節では統一当初の東部諸州における労働市場がどのような状況であったかを概観し、労働市場政策が展開されるにあたっての初期条件がどのようなものであったのかについて検討する。第2節ではそうした状況の中、90年代に東部諸州においてどのような労働市場政策が展開されたのかを概観し、90年代におけるその変化と特色を述べる。第3節ではそうした労働市場が展開された90年代東部諸州の労働市場の状況はどのようなものであったのかを検討し、労働市場政策の実施の規模についても確認する。第4節では労働市場政策にかんする先行研究と労働市場分析を行った先行研究ではどのような議論がなされてきたかをまとめ、90年代の労働市場政策が東部諸州の労働市場に与えた影響と限界について検討し、その帰結を明らかにする。その上で、東部諸州に対して実施された施策にかかった財政費用としてこれまで捉えられてきた統一コストを、東部諸州で生じた社会的コストという観点から再考する。

---

<sup>2</sup> 社会的コストという用語の定義は研究者によって微妙に異なるが、たとえば Ellman (2000) は、貧困の拡大、雇用の減少、失業の増加、格差の拡大、公的サービスの劣化と供給格差の拡大、疾病の蔓延、出生率の低下、死亡率の増加、人口減少、犯罪の増加、汚職の増加、武力紛争を挙げている。これらの発生状況は国や地域によって異なる。本稿ではこれら社会的コストのうち、雇用の減少と失業の増加に着目している。

## 第1節 統一後の東部諸州の労働市場における課題 ——政策展開の初期条件として

本節では統一後の東部諸州における労働市場がいかなる状況下であり、どのような課題を抱えていたのかについて整理していきたい。まず初めに、統一後の東部諸州の労働市場の概況についていくつかの関連する指標とともに見てみたい。

1990年の統一以前から最も問題とされていたのは東独から西独への大量の人口移動であった。1989年の夏以降増加した東独からの人口流出はベルリンの壁崩壊を機にさらに増加し、さらに90年に入っても東独から西独への移動は続いた。この人口移動の問題は東独にとっても西独にとっても好ましい事態ではなく、この問題の解決という目的が東独、並びにのちの東部諸州における社会政策・労働市場政策に大きな影響を与えた（Ritter, 2006, S. 30）。

社会主義計画経済のもとでは各企業が過剰労働力を抱えていたと指摘されており、他の社会主義国と同様に東独でも企業の人員過剰と高水準の潜在的失業があったと言われていた（Ritter, 2006, S. 106）が、社会主義期にはそれが問題となることはなく、労働力は常に不足の状態であったと考えられる。しかし、企業の中に潜んでいた潜在的失業はベルリンの壁崩壊以後、人民所有企業の民営化の動きが始まると次第に顕在化し、市場化に向けた動きの中でいっそう明らかになっていった。統一という形での移行が決まる以前に東独では民営化に向けた動きが始まっており、信託公社という国家機関によって民営化は一元的に管理され進められた。民営化は統一以後よりいっそう推進される方向となったが、当初の予定通りには進まず、再建を進めつつ清算という選択肢も考慮に入れながら進められることとなった。こうした再建と清算は大規模なリストラを伴うことが多く、大量の失業が発生する要因のひとつとなった。また、他の移行諸国でも「転換不況」（Kornai, 1994）と呼ばれるリセッションがあったが、東部諸州においても例外ではなく、生産の落ち込みは極めて激しいものとなった。こうした生産の縮小が民営化の過程における再建を厳しくし、雇用にも大きな影響を与えることとなった。しかしその一方で、ドイツ基本法にある地域間の生活関係の統一性という規定とも合致する、3年から4年で東独の生活水準を西独並みにするというコール首相の方針や、西独の労組による様々な働きかけが賃金の上昇圧力を高めることとなり、雇用の縮小に拍車をかけることとなった。

東部諸州の移行について、Ritter（2006, S. 107-109）は他の東欧諸国と比較したうえで「資本主義への移行上の利点と難点」としてその特徴を以下の5点にまとめている。第一に西独の制度を全般的に受容したことで新しく導入する制度にかんする政治的な議論を省くことができたが、そのために東部諸州に必ずしも対応したものではなかった点、第二に通貨統合がショック療法となり国際競争力が大きく削がれた点、第三に大規模な財政的・行政的支援を西独側から受け取ることができたが、そのことがかえって東西間で人々の感情に溝を作ってしまったという点、第四に国境がなくなり東西が統一市場となったことが企業

の生産コストが増大する方向に働き、企業に対して雇用縮小圧力が強まってしまった点、最後に東欧諸国と比較して東部諸州の住民が抱く体制転換後の生活水準にかんして満足度が低い点である。このような特徴は経済システム全体に影響を与えるものであるが、労働市場にも深くかかわるものである。そこで、これらの特徴と関連する労働市場の問題点について整理しておきたい。

Ritter が第一に指摘した制度の問題にかんしては、Carlin (1999) も指摘している。Carlin (1999) は一般的に移行諸国が解決しなければならない問題である効率的な国家の設立、続いて信頼のおけるマクロ経済、強力な市場、機能的な銀行制度、効率的な企業のコーポレートガバナンスの導入といった点を東部諸州は統一によって解決できたとして評価する一方で、団体交渉や社会保険制度などが生産コストを押し上げる要因になったとし、そうした制度のミスマッチに起因する問題の解決は容易でないとも述べている<sup>3</sup>。

第二の点である通貨統合にかんしては、第一に述べた点よりも早い段階で直接的に賃金上昇に影響を与えた。また、それとともに東部諸州で生産される商品の価格も切り上げられることとなったために販売には大きな打撃となり、そうして生じた需要の落ち込みは東部諸州の企業の経営を苦しませる要因となった。結果としてそうした企業経営の困難は雇用縮小へとつながることとなった。

第三の財政的・行政的支援にかんしては、東部諸州における西独型の労働市場政策の展開がまさしくそれにあたる。労働市場政策の実施にはその費用を財政で賄う必要があり、実施主体としての行政の能力も不可欠である。こうした点で、まさに東部諸州における労働市場政策の実施には西独との統一によって得られた財政的・行政的支援が大きな意味を持つと言える。具体的な政策展開については次節で述べることにしたい。

四点目は東西ドイツが統一市場となったことであるが、この点にかんして Ritter は生産コスト増大という難点を示したが、それ以外にも統一市場による負の影響が指摘されている。Henning (1997) をはじめとした多くの研究者が指摘しているのが、市場統合による東部諸州における西側製品の広がりである。価格競争力をなくした東部諸州の生産品は西独および他の西側諸国の製品に市場を席卷されたのである。こうした研究ではこの東部諸州の製品に対する内需の減少が、通貨統合に伴って国際競争力がなくなったことやコメコンの崩壊によって輸出が減少したことよりも、東部諸州の企業に大きな影響を与えたとしている。こうした需要の縮小は企業経営を圧迫し、雇用縮小圧力を高めることとなった (Henning, 1997, S.319)。

五点目にあげられた統一後の生活水準に対する満足度が低いことにかんしては、先に触れた東西間の格差問題が大きく影響を与えていると考えられる。労働市場に見られる格差にかんしては後ほど改めて検討したい。

統一後の 90 年代初頭に東部諸州の労働市場はこうした課題を抱えており、それらに対処

---

<sup>3</sup> ただし Carlin (1999) は同時に、協約賃金の適用はそれほど行き渡らず、賃金格差は当初見込まれていたほどには小さくならなかった、と述べている。

するべく労働市場政策が展開されていくこととなった。次節では東部諸州で展開された労働市場政策がどのようなものであったかについて概観する。

## 第2節 1990年代における労働市場政策の展開

ベルリンの壁崩壊から統一にいたるまでの過程における課題は、東独から西独への人口の流出、ならびに東独では存在しないとされてきた失業が大量に発生しつつある事態に対応することであった。90年7月1日に東西ドイツ間で経済・通貨・社会同盟が発足すると同時に、西独の雇用促進法に基づいた東独の雇用促進法が施行され、そうした事態への対応が開始された。これ以降、東独においても失業者に対して職業紹介や再教育・再訓練、失業保険等の給付金給付などのサービスが提供されることとなった。前節では西独との統一という形で体制転換をしたことによる東部諸州の移行の特徴を挙げ、90年代初頭の労働市場の課題について述べた。Ritterの指摘した第三点目として挙げたのは西独からの財政的・行政的支援であり、東部諸州で展開された労働市場政策はそうした支援の最たるものである。本節では東部諸州においてどのような労働市場政策が展開され、またその過程でどのような変化があったのかについて示したい。

東部諸州で展開された労働市場政策は、基本的に従来西独で展開されてきた政策の適用であった。そこでまず、統一以前に西独で展開されていた労働市場政策がどのように位置づけられるものであるかについて述べておきたい。西独では雇用促進法が1969年に制定される2年前に経済安定・成長促進法（Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft）が制定され、経済政策はこの法律の範囲内で、価格安定・完全雇用・貿易収支の均衡を目的として行われることとなった<sup>4</sup>。当然ながら雇用促進法もこれに沿うものであり、労働市場政策はこの範囲内で行われることとなった。社会的市場経済、オールド自由主義を標榜する西独では社会政策の位置づけにかんしてフライブルク学派を中心に盛んに議論されたが、社会政策は秩序政策との補完性を有するものとして捉えられ、労働市場秩序を維持する手段として、①完全雇用政策、②団体交渉・共同決定、③消極的労働市場政策、④積極的労働市場政策があるとされた（Lampert, 1992）。政策全体の潮流としては1960年代後半からのケインズ主義的な政策の展開から、80年代に入るとサプライサイドを中心とした新自由主義へという変化が見られたが、連邦雇用庁とその下部機関である各地域の労働局は摩擦的失業を減らすための仲介機関であるというのが第一義的な位置づけであり、雇用創出措置などは追加的な措置に過ぎないというのが統一までの主要な政策の方針であった。ドイツにおける労働市場政策の政策領域は、「「雇用政策」の一部分をなし、経済政策、社会政策はもちろん広義には職業教育政策、労働時間政策あるいは事業所における労働政策等と密接な関連をもつものとされている」（松丸, 1992）。この労働市場政策の主な担い手

<sup>4</sup> 以下はNativel (2004) の記述によるところが大きい。

は連邦雇用庁<sup>5</sup>（Bundesanstalt für Arbeit, BA）であり、大きく積極的労働市場政策と消極的労働市場政策に大別され、事後的に支出される失業給付金等は消極的、それ以外の失業の予防や雇用促進にかんする支出は積極的とされている。

雇用促進法に定められる連邦雇用庁の具体的業務としては、職業指導、職業紹介・斡旋、職業教育の促進、リハビリのための職業促進的給付の支給、職場の保持及び創出のための給付の支給、失業保険金の給付、倒産手当の支給が挙げられる。前述の通り、このうち失業保険金と倒産手当の支給は消極的市場政策にあたり、そのほかの項目は積極的労働市場政策に当たる。以下ではまず消極的労働市場政策の失業者に対する給付金の仕組みと、積極的労働市場政策に含まれる多様な施策とその内容について概観する。

ドイツには失業者が受けられる給付金が二種類存在し、それぞれ失業手当（Arbeitslosengeld）、失業扶助（Arbeitslosenhilfe）と言われる。失業手当は社会保険制度のもと、労使折半の負担金から支払われるもので従前の労働において保険への加入期間が一定以上の場合、その期間に応じた失業手当の受給資格が与えられる。失業手当を受給するためには最低12ヶ月の保険加入が必要であり、6ヶ月から12ヶ月、高齢者でかつ加入期間が長い場合には最長32ヶ月の受給資格が与えられる。失業手当の受給期間が終了してもなお雇用先が見つからない場合には失業扶助が給付される。失業扶助は税金を財源としており、その受給期間は無制限である。ただし、失業手当とは異なり、受給に際してはミーンズテストが行われる。失業手当の給付額は1993年までは直前の手取り賃金の63%（子供のいる場合には68%）であったが、1994年以降それぞれ3ポイント（子供のいる場合には1ポイント）減少することとなった。失業扶助は直前の手取り賃金の56%（子供のいる場合には58%）が受給額であったが、これも94年に3ポイント（子供のいる場合には1ポイント）減少することとなった。なお、当初失業扶助は失業した時点で失業手当の受給資格のない者も対象となっていたが、2000年に失業手当の受給期間が終了したもののみが対象となった<sup>6</sup>。そうした失業手当・失業扶助ともに受給資格のないものに対しては社会扶助制度による生活扶助の支給が検討されることとなる。社会扶助制度は連邦雇用庁の管轄ではなく、各自治体が主体となって行われるものである。この受給要件については布川編（2002）に詳しいが、就業能力のある場合にも十分に受給資格はあるとされる点が日本の生活保護制度と異なる部分であり、失業手当や失業扶助の対象から外れた人々を助けるセーフティ・ネットの役割を果たしている。なお、生活扶助の給付額は一定の需要を満たす額が定められており、従前の賃金との関連はない<sup>7</sup>。

次に積極的労働市場政策について概観する。上述のとおり、雇用促進法で定められるものとしては職業指導、職業紹介・斡旋、職業教育の促進、リハビリのための職業促進的給付の支給、職場の保持及び創出のための給付の支給がある。ここでは職業教育の促進、職

<sup>5</sup> Bundesanstalt für Arbeit にはこの他、連邦雇用機構、連邦雇用公社などさまざまな和訳が用いられているが、本稿では連邦雇用庁としている。

<sup>6</sup> 失業手当受給期間満了後でない失業扶助の受給には1993年以降期間の制限が設けられていた。

<sup>7</sup> 生計扶助の給付額の算出方法については齋藤（2011）に詳しい。

場の保持及び創出のための給付の支給について具体的施策をみていきたい。

東部諸州は統一の過程で経済構造の大きな変化を余儀なくされており、そのことは労働市場にも大きく影響を与えた。社会制度変革に伴って、それに応じたスキルの変化が必要になったが、このような変化はホワイトカラーにより大きな影響を与えたと久本（1993）は論じている。旧東独時代には重工業中心であったが、体制転換に伴い第三次産業へと重心がシフトし、労働者に占めるホワイトカラーの比重の増大が見込まれる中でホワイトカラーの職に大きい困難が伴うことは、問題がより深刻であることを示唆するものである。加えて、旧東独の企業が持つ設備は非常に古く、時代遅れのものが相当程度存在していたことが指摘されている。こうした設備の多くは民営化の過程で一新されたが、その変化は工場労働者にもスキルの変化を要請することとなる。こうしたことから、統一後の東部諸州において職業教育の促進は非常に重要な意味を持ち、その規模もかなり大きいものとなった。まず、職業教育を行うにあたって、そのための施設と人員の確保が急務となった。こうした事態には西独側からの積極的な参加がみられたが、訓練施設は都市部に集中したために地域的な偏在があった。訓練そのものにかかる費用やそれに付随する費用、訓練期間中の生活給付も行われたが、その受取額は後述する操短手当に比べて見劣りのするものであった。そのため、1995年まで訓練期間中の生活給付に際しての適格審査の基準が緩和された。このような条件下で開始された訓練プログラムは、①短期訓練、②基礎的な職業訓練、③継続的な職業訓練、④再訓練、⑤ドイツ語教育という5つのタイプに分類することができる（Wunch, 2005, p.25）。一つ目の短期訓練は12週間未満の短い期間で行われるものであり、プログラムの内容の多くは求職活動を始めるにあたって、提供されるサービスについての知識を与えたり、求職者の適正を査定したりといったものである。第二の基礎的な職業訓練は不利な条件下にある子どもが職業資格を初めて取ることを支援する制度で、期間は2年から3年である。第三の継続的な職業訓練は求職者の持つスキルを市場のニーズに合うように調整することを目的としている。このタイプの訓練は求職者がすでに持っているスキルがどのようなものであるかによって調整の程度も大きく異なるため、訓練期間中は短期訓練と変わらない程度のものから1年以上にわたるものまで多様であり、訓練の中には実地訓練（OJT）を含むことも可能である。第四の再訓練とは構造変化によって職種や業種の変化を余儀なくされた求職者に対して、別の領域で働くためのスキルを身に付けさせることを目的とし、期間は平均二年間である。最後のドイツ語教育は主に移民に対して行われる施策である。このような各種の訓練プログラムはそれまでも西独で展開されていたものであり、東部諸州に対して新たに設けられたものではない。しかし、統一後速やかにこうした訓練が提供され始め、多くの失業者がこうしたプログラムに参加したことはまさに西独との統一による財政的・行政的支援によるもので、他の移行諸国とは異なる特徴のひとつであるといえる。

次に、職場の保持及び創出のための給付としては、操業短縮手当（操短手当）、雇用創出



措置（ABM）などの雇用プログラム、雇用会社といった施策があてはまる<sup>8</sup>。まず、操短手当とは企業が一時的な経営不振のために操業時間を短縮する場合、労働者の収入を補てんするために支給されるものである。これは西独で以前から利用されてきた制度であるが、東部諸州に対しては基準を緩和して、一時的とは言えない経営不振の場合にも広く適用された。中でも統一直後には実質労働時間が 0 時間の場合にも適用されるといった極端なケースも見られた。統一直後には操短手当の対象者は相当数に上ったが、東部諸州に対する特例の条件緩和措置は 91 年末までの時限つき実施であり、その後多くの対象者が失業者となったため、92 年に失業者数が増加した一因となった。操短労働者数は 93 年以降旧連邦諸州よりも少なくなっているが、人口比を考えれば依然として高い水準であると言え、特に 90 年代前半においては東部諸州において職場の保持に大いに貢献していたことがわかる。

ABM をはじめとする各種の雇用プログラムは職場の創出に大きな役割を果たした。ABM も当然ながら雇用促進法に基づく施策であり、西独で統一以前から行われてきた。その目的は「失業に直接脅かされるか、あるいは失業に遭遇した労働者に、何らかの形で雇用の機会を与え、失業を予防する」ものであり、あくまでも「第一の労働市場」への橋渡しの役割を期待される「第二の労働市場<sup>9</sup>」である」（松丸, 1995）。当初、ABM が対象としていたのは失業期間が長期に及ぶ、特に中高年層であり、雇用の機会を与えるとともにその雇用を通じて失業者の雇用可能性を高めることも目的とされていた。しかし ABM は 93 年にその事業範囲が拡大され、ABM の対象となるまでの待機期間は 6 か月と半分短縮され、そのほかにも別の ABM の期限が失効したものや事実上の失業状態にある操短労働者もその対象となることになった。さらに ABM は通常 1 年間の雇用であるが、東部諸州に限っては最長 3 年と特例が認められていた。このように、ABM も東部諸州における期間延長の特例、適用事業と対象者の範囲拡大というように旧連邦諸州に比して大規模に行われており、90 年代東部諸州において職場の創出という点で大きな意味を持った。さらに雇用と訓練を組み合わせる形で提供する雇用訓練会社という形態も東部諸州で多く見られた施策である。この雇用訓練会社はすでに 80 年代に西独における斜陽産業を対象に実験的に行われていた施策であるが、90 年代半ばから東部諸州では大規模かつ様々な産業領域にわたって展開された。特に信託庁の管理下にあった企業での実施に特徴が見られる。また東部諸州で始まった試みとしては、93 年に導入された構造調整措置（SAM）が挙げられる。これは公的部門や NPO が長期失業者を雇用する際に賃金補助を行う制度であり、導入当初はこの制度が利用できる領域がかなり限られていたが、94 年半ばに州政府の判断によって適応範囲を拡大することも可能となった。SAM はこの後、旧連邦諸州にも適応されることとなった。

早期引退制度についてもここで挙げておきたい。この制度はもともと若年層の雇用を確

<sup>8</sup> 職業訓練もその期間中は失業者にはカウントされないためにこうした側面も持つが、それ自体が本来の目的ではないためにここには含まない。

<sup>9</sup> ここで用いられている「第一の労働市場」、「第二の労働市場」はドイツで良く用いられる用語である。第一の労働市場とはいわゆる通常の雇用のことであり、第二の労働市場とは公的な補助金付きの雇用のことを指す。

保する目的で中高年齢者に労働市場の退出を促すものであり、この点で職場の保持及び創出のための給付にあたると言える。この制度も西独で 1970 年代から続くものであり、年金保険やその他財政支出の問題から 80 年代後半には見直しが始まっていたが、統一後の東部諸州では労働市場の状況を改善するために積極的に用いられた手段である。民営化の際には企業から労働者に申請するように圧力が加かったこともあったという（藤内, 1996）。早期引退促進措置には 2 種類あり、ひとつは統一以前からの早期定年移行年金（Vorruhestandsgeld）であり、これは正規の年金支給開始年齢前である男性 60 歳、女性 55 歳から引退し、以前の手取り賃金の 70%の年金を受取ることができるものである。もうひとつは定年移行手当金（Altersübergangsgeld）であり、57 歳以上の失業者が引退する場合、以前の手取り賃金の 65%を最長 3 年間、受給できる制度である。これらの早期引退促進措置は高齢者パート労働法とともにすすめられ、高齢者にパートタイム雇用を促すことで高齢者自身が就業状況を継続出来るようにする方向と、労働市場から退出してもらうことによって若年層に雇用の場を譲るという二つの方向からアプローチがなされた。

以上、統一後に東部諸州で展開された労働市場政策の具体的な施策について概観してきた。本節ではさらに、これらの労働市場政策のうち、積極的労働市場政策に含まれる各施策がどのような性質のものと言えるのかについて検討してみたい。繰り返しになるが、雇用促進法に定められる連邦雇用庁の具体的業務で積極的労働市場政策にあたるものは、職業指導、職業紹介・斡旋、職業教育の促進、リハビリのための職業促進的給付の支給、職場の保持及び創出のための給付の支給、である。こうした業務を介して連邦雇用庁は失業といった労働市場の需給のミスマッチを改善しようとするのであるが、その方向は大きく二つに分けることができる。労働市場の需給のミスマッチを量的に調整し改善しようとするものと質的に調整し改善しようとするものの二つである。

労働市場における需給の量的な調整とは、需要を創出または供給を削減することによって需給を量的な面から調整する施策のことである。上述した中では、職場の保持および創出のための給付に関連した施策である操短手当や ABM, SAM, 雇用会社、早期引退手当といったものが当てはまる。このうち、早期引退手当のみが供給の削減というアプローチであり、ほかの施策はいずれも需要の創出である。一方、労働市場における需給の質的な調整とは、労働市場において供給も需要もあるがそれぞれがマッチしないという事態に対処するため、失業者や求職者のもつスキルに働きかけて、雇用可能性を高めるような施策のことである。つまり、需要に応じたスキルを失業者や求職者に身につけさせるように働きかけながら、求職者と求人とをより上手く結びつけるようにするものである。職業指導や職業教育が主にあてはまり、職業紹介もそれに含まれるだろう。また、量的な調整に含めた雇用訓練会社や ABM, SAM も雇用可能性の向上が目的に含まれており、これらの施策は量的な調整と質的な調整の双方の性質を兼ね備えている。

このように、東独および東部諸州に対して連邦政府は、労働市場に量的にも質的にもアプローチすることで状況の改善にむけて動いていた。ただし、統一当初から実施された施

策の多くはいずれも以前から西独で展開されていたものであり、状況に応じて条件が緩和されるといったことがあっても、基本的に東部諸州の状況に対して新たに講じられた策ではないものが中心である。政府はこうした統一以前からあった政策手段によって労働市場の問題に対処してきたが、90年代のうちに様々な変化を遂げることとなった。まず最も大きな変化のひとつに、量的な調整を目的とした施策にかんして、労働市場からの退出を促して供給量を減らす早期引退制度は廃止に向かい、ABM等による需要の拡大に焦点が絞られていった。前節で東部諸州で失業者に占める高齢者の割合が90年代前半では相対的に低く、その後急激に増加していることを示したが、それは90年代前半には早期引退の諸制度が大いに利用され、その後制度が廃止となったことを反映している。もうひとつは、量的にアプローチしつつ質的にもアプローチするという二つの性質を兼ねた雇用訓練会社やABM、SAMといった施策により重点がおかれるようになった点も注目に値する。中でもSAMは東部諸州の状況に応じて新しく生まれた施策であり、雇用訓練会社も西独時代の実験的なものから変わって大規模に実施された。こうした質と量の両側面を組み合わせた施策に重点がシフトしたことは、労働市場政策の実施に際して、より効率的に効果を得ようとする方向へと性質が変化しつつあることを如実にあらわしている。さらに90年代後半には労働市場政策全体としても制度の枠組みの変化があった。それまで何度も改正を重ねてきた雇用促進法が1998年に社会法典第三編に改編された。この目的は、もともとの雇用促進法にあった政策手段の目的と労働市場のニーズとが乖離している状態を解消し、より失業者や求職者にターゲットを絞った施策を展開することであった。この改編で重要なのは自己責任が強調されている点である。自己責任の強調はドイツの2000年代労働市場改革に見られる特徴のひとつであるが、すでにこの時点でこうした特徴があることは注目に値する。加えて本節の最後にこの時期、労働市場政策の枠外でも就労促進プログラムが積極的に展開されていた点について触れておきたい。

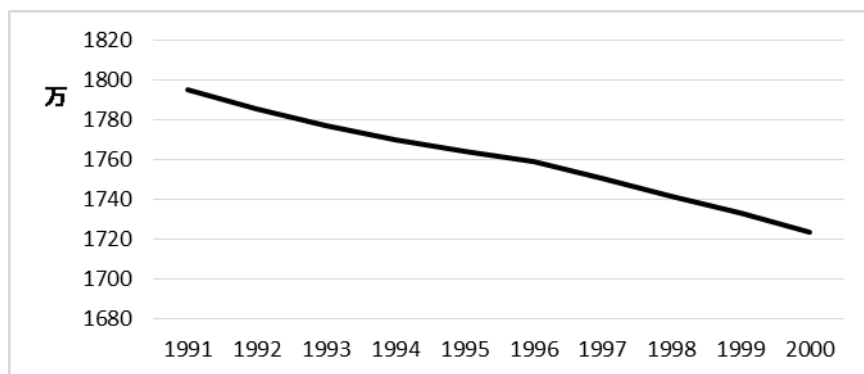
布川編(2002)は労働社会が変容したことにより1980年代以降社会扶助受給者に稼働能力のある人々が増加してきたことを指摘している。さらに90年代後半に入ると労働社会はさらに変化し、その結果として社会扶助受給者のうちに低賃金雇用や不安定雇用といった形で雇用されている人々も含まれるようになってきた。こうした変化は「雇用政策と公的扶助の交錯」をもたらし、80年代以降社会扶助制度の下での就労扶助が積極的に各自治体によって行われるようになっていった。就労扶助とは、連邦社会扶助法に基づき、稼働能力のある生計扶助受給者に対して各自治体が就労の場を創出したり提供したりしてそうした受給者の就労を促すものである(布川, 1995)。1993年に法改正によって「援助計画」の策定が義務化されたために援助サービスとしての就労扶助という位置づけがより明確になった。この就労扶助もあくまで一般労働市場での就労が優先であるが、それがかなわない場合には社会保険加入義務のない就労が考慮され、こうした就労形態はABMと同様に第二の労働市場の一形態となる。社会扶助の実施主体は各自治体であるために就労扶助のあり方などは自治体によってさまざまである。そのためその規模を正確に把握することはでき

ないが、就労扶助による就労機会の創出は93年から97年にかけて確実に増加しており（布川編, 2002, 90 ページ）、こうした措置の重要性も増していったと考えられる。

積極的労働市場政策における質的調整を目的とした職業訓練の重要性は変わらないまま、そこに雇用を結びつけた質量ともに改善が期待できる施策が重要視されるようになり、量的調整における供給削減アプローチが廃止され、同時に労働市場の枠外における就労扶助による雇用機会の創出の拡大というように、90年代には政策側からの雇用拡大に向けた動きが顕著になっていった。次節ではこうした労働市場政策が展開された90年代の東部諸州の労働市場がどのような状況であったのかを見ていきたい。

### 第3節 1990年代東部諸州における労働市場の変化

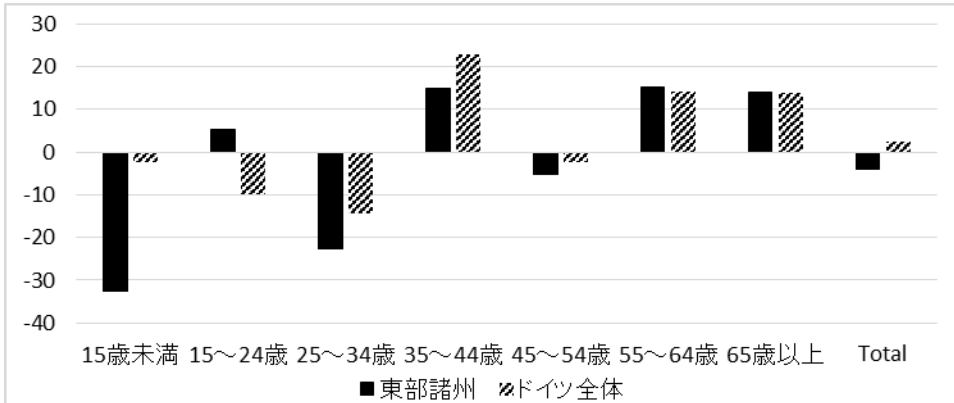
第1図 東部諸州人口



出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成  
注) 東部5州にベルリンを加えたもの

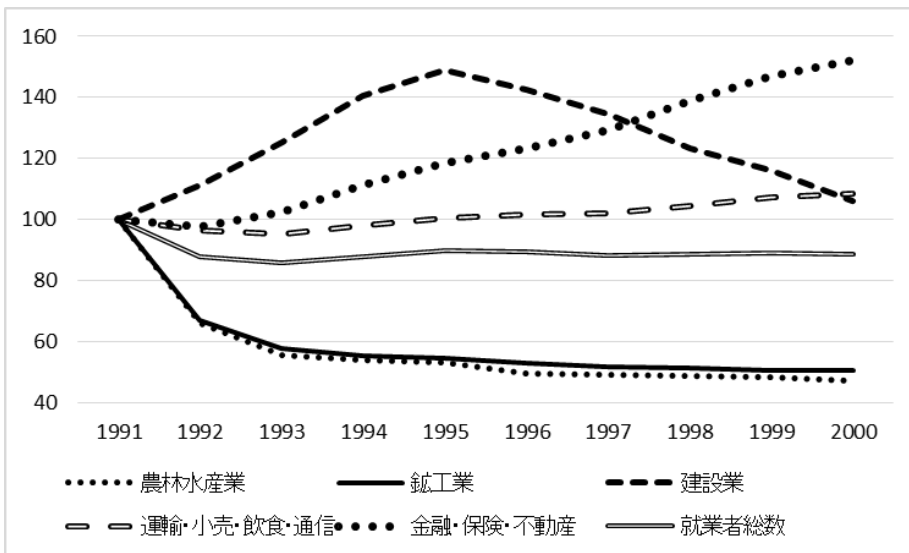
第1節で統一以前から東独から西独への大量の人口移動が問題となっていたと述べたが、そうした流れは統一後にも止まることなく続いた。第1図が示す通り、統一後の10年間で東部諸州の人口は約80万人減少した。その内訳を第2図で年齢階層別にみると、15歳未満の減少率が最も大きく、少子化が進むドイツ全体と比較しても圧倒的な減少率である。この要因の一つには、統一後の東部諸州における出生率の急激な低下があげられる。続いて25歳から34歳の層が大きく減少しており、この層の減少率もドイツ全体よりも大きい。逆に15~24歳の層ではドイツ全体としては減少傾向だが東部では増加しており、この理由としては統一以前の出生率が西独を上回っていたことが考えられる。また35歳以上の層の人口も増加傾向にあるが、その程度はドイツ全体よりは小さい。いずれにせよ、このような変化は東部諸州の人口構成を大きく変化させた。つまり、15~24歳の層では若干の増加があったが、15歳以下人口の大幅な減少、25~34歳という労働市場にとって重要な若手の層が大きく減少したことは、高齢化社会になりつつあるドイツ国内の中でもこの10年間により一層高齢化が進み、今後加速化していくことを意味している。

第2図 年齢階層別人口変動 1991-2000年



出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成  
 注) 東部5州にベルリンを加えたもの

第3図 就業者数の変化 1991年=100



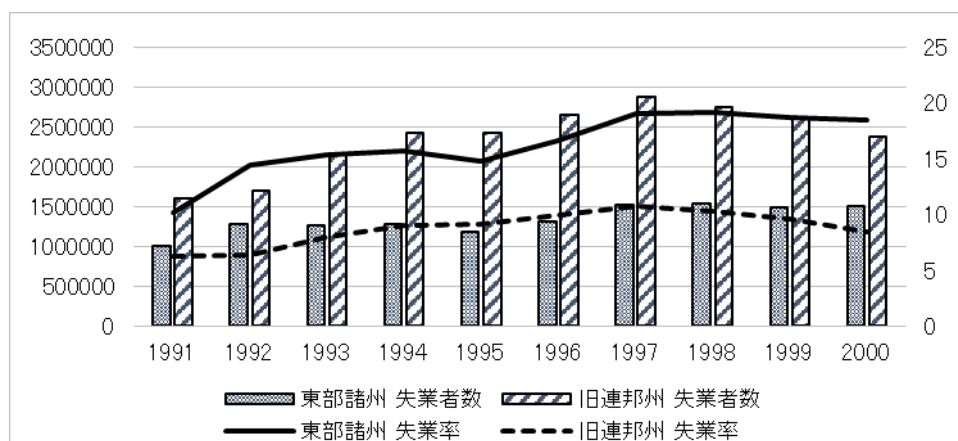
出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成  
 注) 東部5州にベルリンを加えたもの

ここまで人口減少について概観したが、労働市場の状況を見るにあたって、まず就業者数の変化を産業部門別に見ておきたい。第3図からは産業部門間で就業者数の推移に大きな違いがあることが見て取れる。就業者数全体としては90年代初頭に大きく、かつ急激に減少しているものの、その後はほぼ横ばいといえる状態である。大きく減少しているのは農林水産業と鉱工業である。一方で大きな伸びを見せているのが金融を中心とした部門であり、90年代を通じて大きく就業者数を増やした。運輸や小売といった部門では横ばいの状態が続いたが、90年代後半になって増加傾向が明確になっている。建設業は90年代前半で大きく伸びたものの、その後一転して減少し、2000年にはほぼ91年の水準に戻っている。このように、90年代には東部諸州において就業者数の変化を伴う産業構造の変化が起きて

いたことがわかる。

次に失業者数及び失業率の推移については第 4 図のとおりである<sup>10</sup>。東部諸州では 1991 年以降、失業者数はほぼ一貫して増加傾向にあり、90 年代の終わりごろには高止まりの状態となっている。旧連邦諸州も 1991 年以降増加の一途をたどっていたが、1997 年をピークとして減少傾向になっている。東部諸州の失業者数の変動についてより詳細にみると、92 年までの増加としばらくの安定、95 年から 97 年にかけての増加とそれ以降の安定という変化がある。91 年から 92 年にかけて失業者が増加した要因のひとつには、第 2 節で述べた操短手当の適用緩和措置が終了したことが挙げられる。95 年からの失業者の増加は、第 3 図で見た建設業での雇用量が増加から減少に一気に転じたことが大きく影響していると考えられる。94 年から 95 年にかけてやや失業率、失業者数ともに減少したが、それ以外では増加あるいは横ばいが続き、90 年代を通じて失業問題の解消の兆しが見えることはなかった。

第 4 図 失業者数・失業率



出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成  
注) 東部 5 州にベルリンを加えたもの

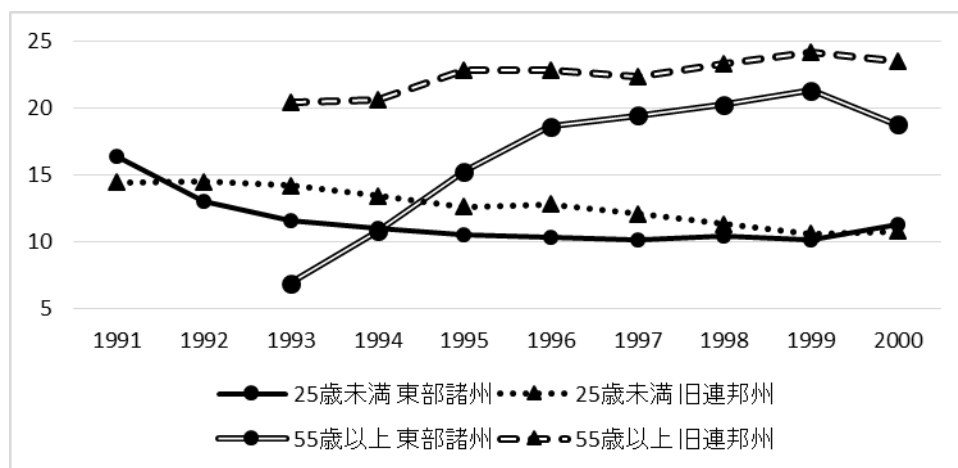
このように労働市場は厳しい状態であったが、それではいったいどのような人々が失業者となっていたのであろうか。第 5 図は失業者の中に若年層と高齢者が占める割合を示したものであるが、それぞれに特徴がみられる。若年層にかんしては、旧連邦諸州とそれほど差がなく、むしろ東部諸州において若年層が失業者に占める割合は旧連邦諸州よりも低めである。もちろん先に見たとおり、失業率が旧連邦諸州とでは 10 ポイントほど差があるため、割合が低くとも若年の失業者が少ないわけではない。しかしながら、東部諸州で発生した失業問題が若年層に特別に集中して起きたものではないことが読み取れる。

一方、高齢者にかんしては期間全体を通して東部諸州では旧連邦諸州に比して高齢者の

<sup>10</sup> 図では常に旧連邦諸州の失業者数が東部諸州よりも多くなっているが、これは人口比が東部諸州と旧連邦諸州ではおよそ 1 : 3 程度であることを考えれば当然である。

占める割合は小さい。特に90年代前半はかなり小さく、それから急激に上昇していることがわかる。ここには第2節で述べた積極的労働市場政策のひとつである早期引退措置の影響が大きく現れている。90年代前半までは積極的に早期引退を促し、高齢者の失業を抑制してきたが、労働市場から退出させる方向を転換し、早期引退措置を終了させたことにより、労働市場から退出することなく失業者として労働市場に留まる高齢者が増加したことがわかる。政策措置の終了とともに失業者の中に占める高齢者の割合が急激に増加していることは、旧連邦諸州と比較して高齢者が失業者のうちに占める割合は小さいものの、東部諸州でも労働市場の中で高齢者が職に就くことがかなり難しい状況であったことを示している。

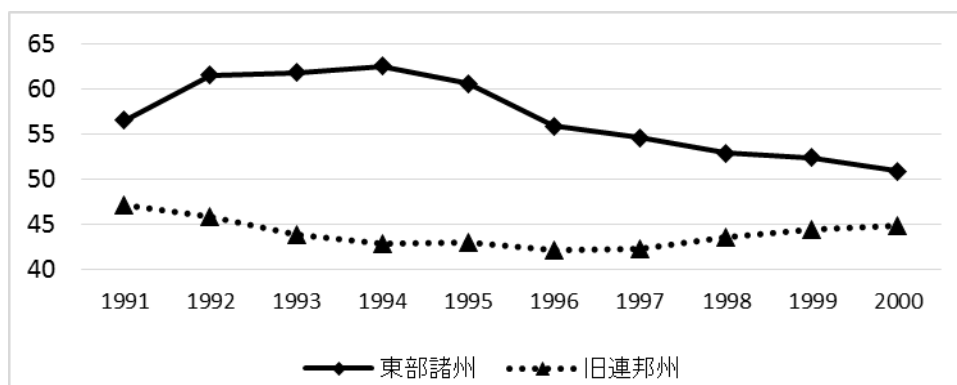
第5図 失業者に占める若年層と高齢者の割合



出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成  
 注) 東部5州にベルリンを加えたもの

失業者のうちに占める女性の割合を示したのが第6図である。全体として東部諸州では女性の占める割合が高く、特に90年代前半では60%を超える年があるなど、失業が女性の間で特に深刻な問題となっていたことがわかる。東独では男女ともに就労することが一般的であり、西独ではまだまだ女性の労働参加が浸透していない状況であったのと対照的に女性の労働参加率が高かったことが、東西での違いの大きな要因のひとつとなっている。ただ、統一に伴う雇用の縮小に際して最も不利益を被った集団としてしばしば指摘されているのが女性と高齢男性である (Flockton, 1999)。90年代初期から女性の失業が大きな問題として現れてきた要因のひとつとして、就業者数の変化を見た際にも指摘したように、多くの男性求職者がインフラ投資に伴った建設業の労働需要増大によって職を見つけることができた一方で、女性はそうした恩恵にあずかりにくかったということが挙げられるほか、さまざまな要因が考えられるが、この点については別稿に譲りたい。

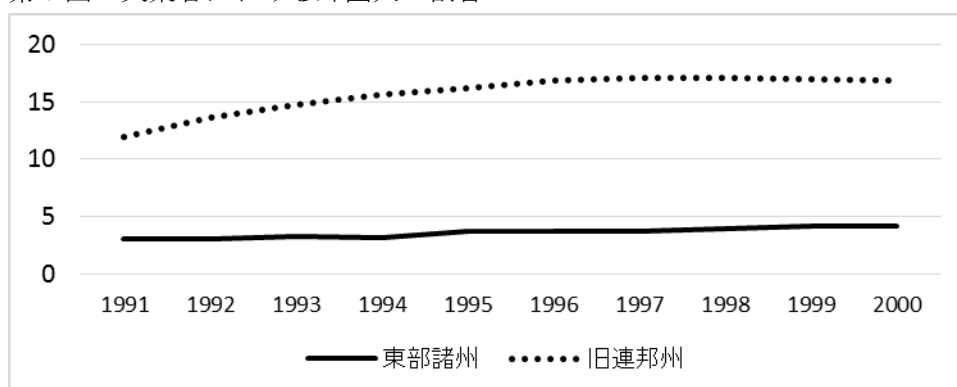
第6図 失業者における女性の割合



出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成  
 注) 東部5州にベルリンを加えたもの

つぎに、第7図で国籍にかんしてしてみると、失業者に占める外国人の割合は旧連邦諸州と比較して相当に低い。これは人口比によるところが大きく、決して東部諸州において外国人の失業率が低いことを意味しない。ただし、東部諸州の失業率の高さが職に就くことの難しい外国人の存在に影響されているということはこの図からは考えられず、しばしば社会問題となる東部諸州での外国人排斥運動などは社会全体としての不安感に起因するものであるといえよう。

第7図 失業者における外国人の割合

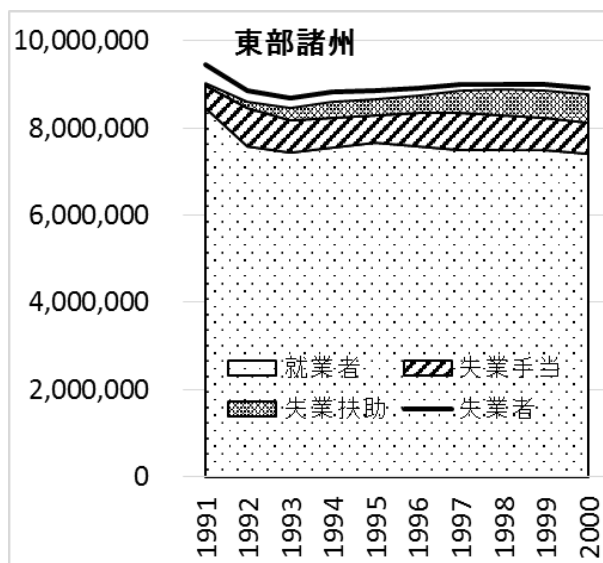


出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成  
 注) 東部5州にベルリンを加えたもの

ここまでに東部諸州の人口が減少し続けていること、東部諸州の失業問題が90年代を通じて深刻な状態のまま推移してきたこと、政策によって高齢者の失業が押さえ込まれてきたものの方針の転換に伴って顕在化したこと、女性の失業の問題が相当に大きいことを見てきた。ここで労働市場全体の推移を見てみたい。第8図および第9図は東部諸州と旧連邦諸州それぞれの就業者、失業手当受給者、失業扶助受給者、失業者を示したものである。

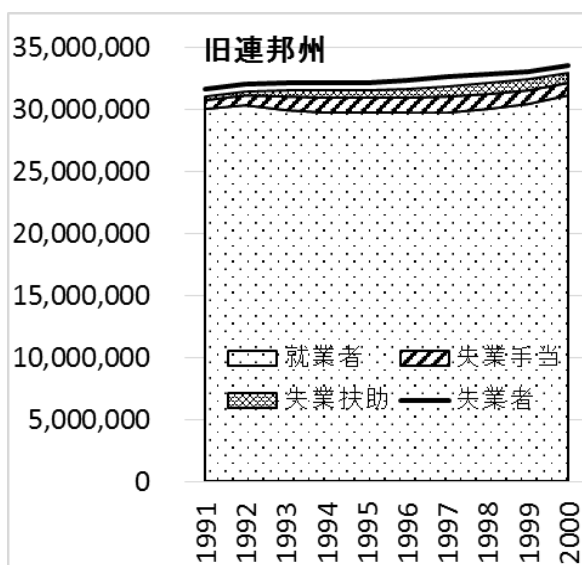


第8図 東部諸州



出所：Arbeitsmarkt 2000, Statistisches Bundesamt より筆者作成  
 注) 東部5州にベルリンを加えたもの

第9図 旧連邦諸州



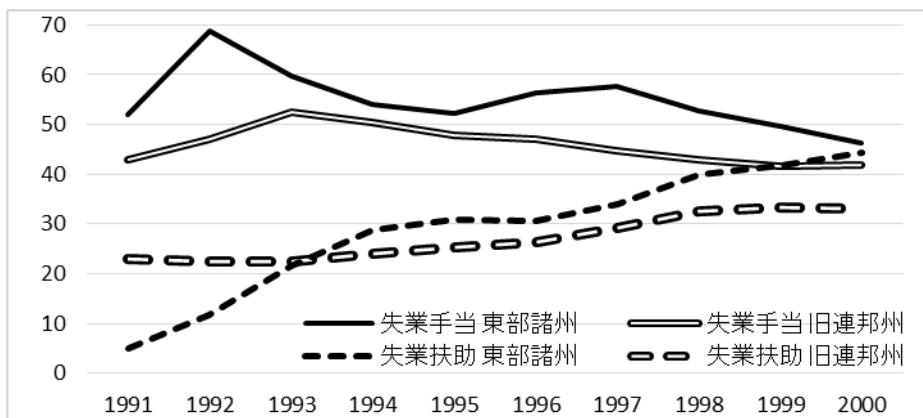
出所：Arbeitsmarkt 2000, Statistisches Bundesamt より筆者作成  
 注) 旧連邦諸州からベルリンを除いたもの

東部諸州における失業率が高いことはすでに示したが、この図からもわかるように就業者に対する失業手当と失業扶助の受給者数の割合が大きく異なっており、東部諸州では労働市場における受給者の割合が極めて高い状況にあることがわかる。「ドイツ型の社会保障体制が国際的に見て、とりわけ強く就労活動を基礎としている」(Ritter, 2006, S. 133)ことを考えれば、こうした給付金受給者数が就業者数に対して多いことは社会保障制度にとって大きな負担であり、長期的には持続可能性に問題が生じるといえる。さらにこの図から

もわかるように、90年代を通じて状況は改善の兆しを見せていないことから問題は深刻化したと考えられる。

では次に、失業者のうち失業手当、失業扶助という二種類の受給者の割合に東西間でどのように違いがあったのかについて見てみたい。

第10図 失業者に占める失業手当・失業扶助受給者



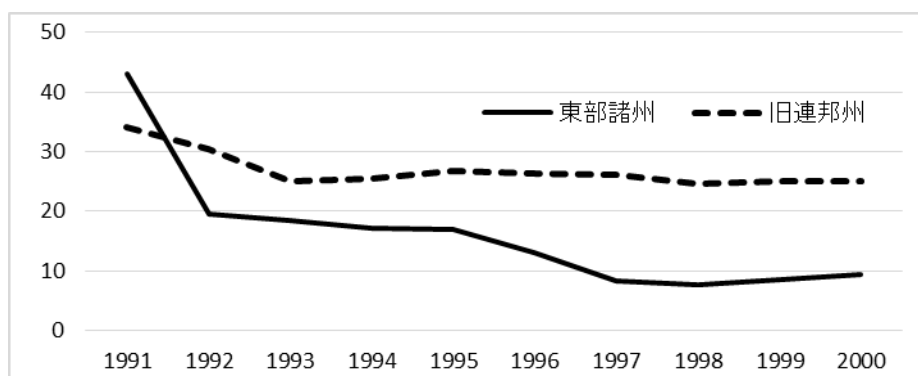
出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成

注) 東部5州にベルリンを加えたもの

第10図からまず、失業手当にかんして見ると、90年代を通じて失業者に占める受給者の割合が東部諸州のほうが高いことがわかる。なぜ東部諸州のほうが失業手当受給者の割合が高いのかについて検討してみたい。失業手当の受給資格は、社会保険加入義務のある雇用一年以上従事していることが条件である。また、その受給期間はおよそ6~32か月であり、失業期間がそれ以上に続く場合にはミーンズテストを経たうえで失業扶助を受給することとなる。つまり、東部諸州の労働市場にはそうした受給資格のある、かつ受給期間内の失業者が旧連邦諸州よりも多いということになる。ただし、積極的労働市場政策の措置である雇用プログラムや訓練プログラムに参加することによってもあらたに失業手当の受給資格を得ることができるため、こうしたプログラムへの参加者がプログラム修了後に職に就くことができなければ失業手当受給者に含まれることとなる。東部諸州ではこうしたプログラム参加後の失業手当受給者が多かったことから、その割合が旧連邦諸州に比べて大きい一つの要因になっていると考えられる。一方、失業扶助受給者の割合は両地域ともに増加傾向にあるが、とりわけ東部諸州での受給者の割合の伸びは急激である。この要因としては、統一直後の失業者の多くはそれ以前に旧東独で就業状態にあったために、失業手当の受給資格を有していることのほうが多かったためと考えられる。そうした失業手当受給者の受給期間が終了していくとともに失業扶助の受給者が増加し、このようなグラフになったと考えられる。さらに、失業手当の受給期間が終了してもミーンズテストで失業扶助の受給要件を満たしているとみなされなければ失業扶助を受給することはできない。そこで第11図を見てみたい。この図は失業者のうち失業手当も失業扶助も受給していない

人の割合を示したものであるが、東部諸州ではそういった人の割合は旧連邦諸州と比較してかなり小さく、いずれかの給付金の対象者である範囲が大きいことを表している。では改めてこうした制度の対象とならない失業者とはどのような人々であるかを考えてみよう。失業手当は社会保険加入義務のある職に一年以上就いていること、または一定の雇用プログラムなどに参加することが条件となる。そうした経験のない求職者や失業手当の受給期間の終了した求職者のうち、一定以上の資産や収入の見込みがない場合には失業扶助を受給することができる。つまり、この対象外となるのは、失業手当の受給資格がない、または受給期間を終了しているが、失業扶助を受給するためのミーンズテストの基準を上回る状態にある人である。失業者に占めるこうした人の割合が少ないということは、東部諸州では失業状態にあっても給付金を得られなければ生計の維持が困難である人々が多いことを示している。失業扶助の受給者の割合が東部諸州において急激に伸びている背景には、失業者を取り巻く経済環境がより厳しいものであるといったことがあるといえよう。

第 11 図 失業手当も失業扶助も受給していない失業者の割合

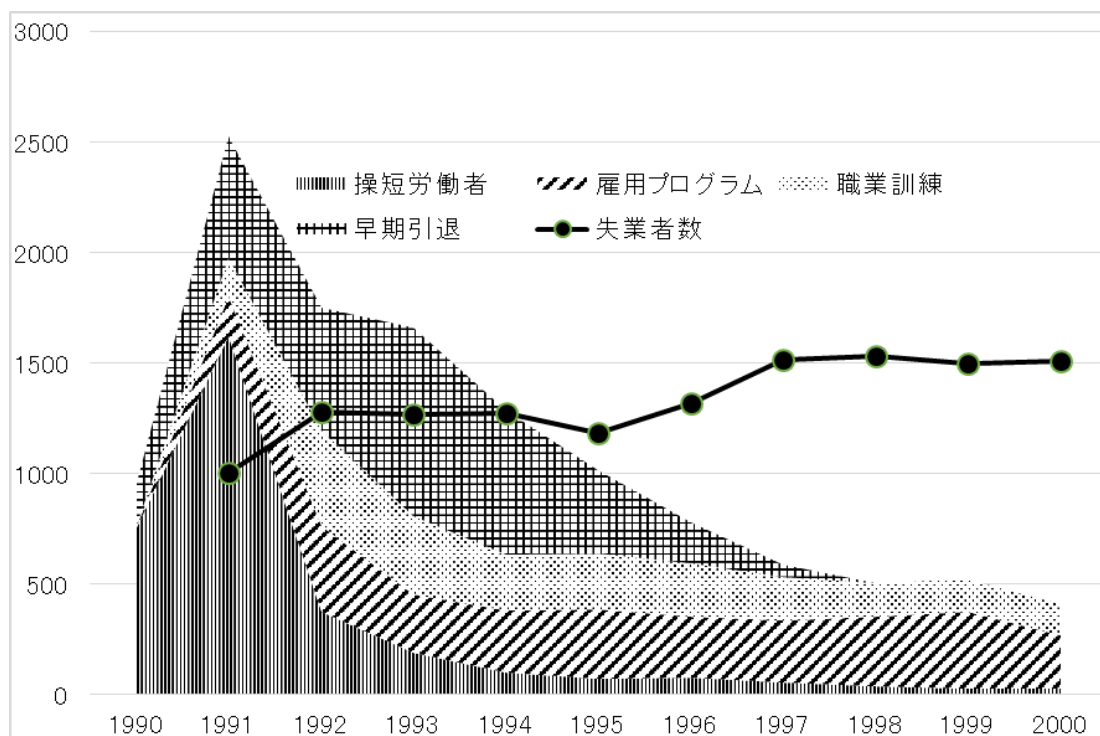


出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成  
注) 東部 5 州にベルリンを加えたもの

そうした状況では失業者自身に就業に対するニーズが高まっていると考えられ、積極的労働市場政策による支援が欠かせない。ではそうした積極的労働市場政策の実施状況はどのようなものであったのであろうか。第 12 図は 90 年代における東部諸州でのこうした積極的労働市場政策の規模を表している。ここからは 90 年代初頭には失業者数を上回る規模で人々を失業者とせずに就労あるいは訓練の状態にとどめたことがわかる。これらの措置がなければこうした人々の多くが失業者となっていたであろうことを考えると、公表されている数でも相当な規模と思われる失業も、実際にはずいぶんと緩和されていた状態であったことがわかる。実施された積極的労働市場政策の内訳として、91 年までは操短労働者が大きな割合を占め、92 年以降は早期引退が最も多くなっているが、いずれも賃金の補填あるいは年金の早期支給という財政負担の大きいものである。こうした措置をこのような規模で実施することで失業という社会的なショックを一定程度緩和できたのは、旧連邦諸州の財政的支援があったからであるといえる。しかし操短手当の適用基準緩和も 91 年

末には終了し、早期引退に関連する措置もその規模を急速に縮小させて終了に向かった。

第 12 図 積極的労働市場政策参加者数と失業者数の推移（単位：千人）



出所：Amtliche Nachrichten der Bundesanstalt für Arbeit, *Arbeitsmarkt 1991~2000* 各年版より筆者作成  
注）東部 5 州にベルリンを加えたもの

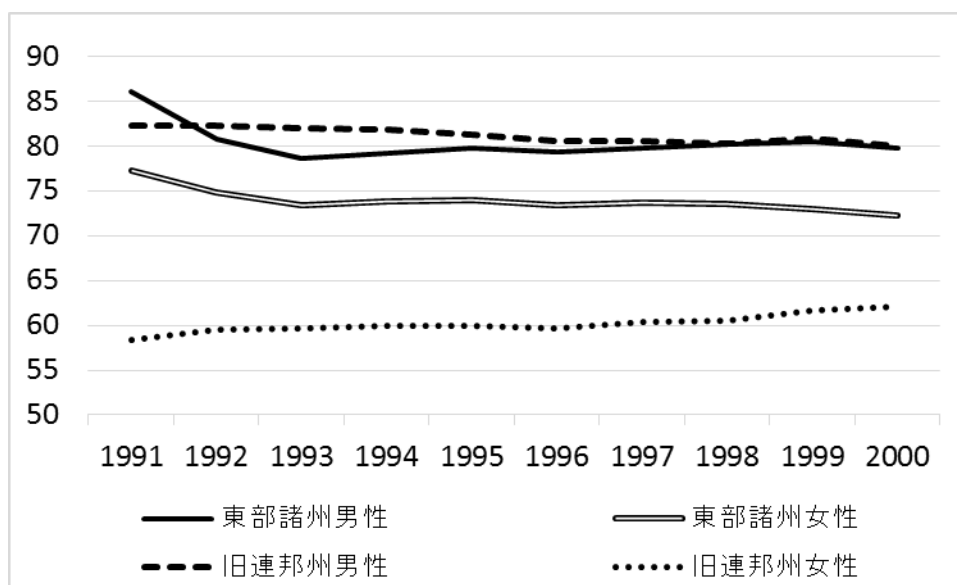
それに伴い全体の規模も縮小している。その中で 90 年代半ば以降にその比重が大きくなっているのが職業訓練と雇用プログラム<sup>11</sup>である。中でも職業訓練の参加者数はほぼ横ばいとなっているが、雇用プログラムの参加者数はやや増加傾向にある。90 年代末には積極的労働市場政策は実質的に雇用プログラムと訓練プログラムがその中心となっており、第 2 節で 90 年代後半期において政策の重点が雇用プログラムや訓練と雇用を兼ねあせたプログラムに移ったことを述べたが、量的にでもこうした雇用プログラムや訓練プログラムへの重点の移行という変化が見て取れる。

では前節で 90 年代における政策の変化として挙げた労働市場からの退出の制限という方向性についてはどうであろうか。第 13 図は労働参加率の推移を表したものであるが、労働市場の状況が厳しい中でも、東部諸州の男性にかんして 93 年以降労働参加率は上昇に転じ、東部諸州の女性についても 93 年以降ほぼ横ばいで 90 年代末にやや減少といった程度でおさまっていることから、労働市場からの退出を制限し、失業者等を含めて労働市場にとどまらせるという政策の方向性は実現されていると言えるのだろうか。先ほど、失業手当や

<sup>11</sup> 第 12 図およびここでの雇用プログラムという項目には ABM や SAM という雇用形態を支援・提供するプログラムの参加者が含まれている。

失業扶助の対象者となる範囲が東部諸州ではより広いことから失業者の就業に対するニーズが大きいと考えられると述べたが、そうしたことも労働参加率には大きく影響すると考えられる。実際、早期引退措置が実施されていた90年代前半にもそれほど労働参加率が下がっていないため、労働市場からの退出抑制にはこうした要因も影響しているとも考えられる。この点にかんしては第4節で改めて労働市場からの退出が抑制された要因について検討したい。

第13図 労働参加率



出所：Amtliche Nachrichten der Bundesanstalt für Arbeit, *Arbeitsmarkt 1991~2000* 各年版より筆者作成  
 注) 東部5州にベルリンを加えたもの

以上、90年代の東部諸州における労働市場の変化と労働市場政策の実施状況についてみてきた。次節ではこうした状況に対して行われた先行研究の議論を整理し、90年代に展開された労働市場政策の東部諸州における帰結を検討したい。

#### 第4節 1990年代東部諸州における労働市場政策をめぐる議論と評価

第3節で見たように、東部諸州では統一前から労働市場政策が展開され、失業者が増大するなど厳しい状況が続く中、徐々に施策の参加者数は減少したものの、累積するとその規模は相当大きなものとなった。また失業手当や失業扶助といった給付金受給者数も就業者数に対しての規模が旧連邦諸州よりもずいぶん大きく、統一のコストとしての認識が高まるようになってきた。そうした状況の下、労働市場政策にかんしてはそのあり方の是非や効果のほどを問うような議論が1990年代初めより活発になされてきた。また同時に東部諸

州の労働市場の抱える問題について、失業の要因分析を行う研究も数多くなされた。ここではまず、労働市場政策にかんするこれまで議論と失業などの問題にかんする要因分析の研究を整理し、そこから 1990 年代の労働市場政策の東部諸州における帰結を明らかにしたい。

まず、消極的労働市場政策に分類される失業給付関連については、その受給者の多さもあって問題視され、さまざまな議論がなされてきた。一般的にも 1980 年代以降、ヨーロッパ諸国が高失業率の問題を抱えている中で、失業給付の期間やその水準が失業者の行動にどのような影響を与えるのかといった議論が活発に行われており、東部諸州の失業問題にかんしてこのような議論がなされるのは当然の流れであった。経済システムの大きな変化の中で東部諸州では失業者が大量に発生し、多くの失業者が失業手当を受給することとなったが、失業手当の受給期間に再就職することのできなかつた多くの失業者がそのまま失業扶助の受給者に移行した。前節で見たように、失業扶助の給付水準は失業手当よりも低いものではあるが、その受給期間に制限はない。この時間的制限のない給付に対して、H. Feldmann (2002) は就業意欲を削ぐといった一種のモラル・ハザードの発生が考えられるとして問題視している。また、J. Wolff (2003) は失業手当から失業扶助に移行する際の給付額の減少も就業行動には大きく影響を与えず、失業者のインセンティブにかんしては失業扶助が無期限であることにこそ問題があると述べている。この社会扶助による生活扶助の給付額は自治体ごとに異なるものではあるが、この給付額が東部諸州では世帯の状況によって就業世帯の手取り賃金を超える場合やほぼ変わらない状況があり、この点についても就業意欲を削ぎ、モラル・ハザードを招く状況にあるという批判がある (Feldmann, 2002)。こうした給付金の存在や給付期間が失業者の就業行動にどのような影響を与えるかにかんしては、東部諸州に限らずさまざまな国や地域を対象として実証分析が行われており、多くの研究で給付水準の高さや給付期間の長さが失業期間や再就職率に対して負の影響を与えるという結論を得ている一方、給付内容の充実が必ずしもそうした行動に影響を与えないとする研究も存在し、見解は分かれておりいまなお多くの実証分析が進められている (小原, 2011)。東部諸州においても今後ともこの点について実証研究が進められていくことと考える。

積極的労働市場政策の効果について検証した研究も数多く存在する。多くの研究はさまざまなミクロ的手法を用い、積極的労働市場政策の各種施策に参加したことによって雇用可能性が実際に高まったのか、期待賃金が上昇したか否かについて検証している。こうした論文の中でもさらに新しい手法を用いて分析したものが Lechner and Wunsch (2009) である。かれらは東部諸州における積極的労働市場政策の効果について過去の研究で用いられた手法の問題点を解消するために新たなミクロ的手法を用いて分析している。ここで得られた結論としては、プログラムに参加することによって失業登録期間が延長されること、将来また異なるプログラムを受ける可能性が高まること、雇用機会がプログラム参加から 2 年半後の時点では上昇していないこと、明確なロックイン効果がみられることなどであり、

概してプログラムの効果にかんしては否定的である。ただし、旧連邦諸州においても否定的な結論が得られているが、いくつか効果が認められるような場合も存在することから、地域的な問題が背後にある可能性を指摘している。さらに、東部諸州においては労働市場が非常に厳しい状況にあることから、こうした労働市場政策の目的がプログラムに参加して第一労働市場での職に就くことではなく、ほかの社会的な影響を考えたものであるとも述べている。Feldmann (2002) も同様に政策効果には否定的な見解であるが、訓練プログラムにかんしては行政や訓練施設の不慣れといった点が当初よりも改善されたことにより、効果が改善されたという結論があることにも触れている。この研究では訓練プログラムの効果が上がらない理由として、労働市場におけるスキルのニーズの予測が困難であり、個々人に適したプログラムの選択が難しいことを挙げている。Amoroso and Witte (1998) は統一以前に西独のルール地方で実施された ABM が長期失業者を増やす結果に終わったことに触れ、一部の労働市場において不利な条件にある人々には一定の効果を認めるものの、東部諸州における ABM も一時的な雇用を提供するという意味以上の効果はないとしている。Hujer and Zeiss (2007) は失業の初期の段階で ABM に参加した人ほど失業期間が長くなる傾向にあることや、その効果に参加者の属性によって変化があることを指摘しているが、全体としては ABM に参加することで失業期間を長期化させるという結論に達している。

これまでに挙げた積極的労働市場政策の問題点をまとめると、措置への参加によって雇用可能性が高まるといった効果にかんしては多くの結論が否定的であり、むしろプログラムへの参加がロックイン効果をもたらしている、またはシグナリングによる逆効果を生んでいるとの指摘もある。そのうえで、そうした否定的な結論に至る要因として、訓練プログラムにかんしてはスキルに対する市場のニーズの予測の難しさ、個々人にマッチしたプログラムの提供の難しさ、プログラムそのものの問題が挙げられている。この点について松丸 (1995) は、ABM には第一労働市場への橋渡しの役割が期待されているにもかかわらず、「そもそも ABM 自体に、緊急避難的にかつ補完的制限が課されているために、「第一の労働市場」で新たな職場を発見するように設計されていないことが問題」であると指摘している。松丸が指摘するように、ABM をはじめとした各種の雇用創出措置には、民間企業が提供する第一の労働市場に該当する雇用に影響が及ばないよう、参入可能な業種や職種、賃金などにかんして細かい規定が定められていた。しかしそれでも雇用訓練会社についてであるが、当時のドイツ商工会議所会長のハンス・ペーター・シュティール氏が中小経営を中心とした民間企業を圧迫するものだとして批判している (松丸, 1992)。ここには東部諸州で展開された積極的労働市場政策の矛盾点と実質的な限界の一端が如実に表れているといえる。つまり、民間企業の経済活動に影響を与えないようにすることを前提に、失業者に雇用機会を提供しつつ、補助金付きでない雇用で就業できるようなスキルを身に付けるという多目的型の施策は自己矛盾であると考えることができる。ただし、Nativel (2004) はこうした雇用機会を提供しながらその中でスキルを身に付けるという施策の中でも特に SAM について、地域における経済発展をも目的に組み入れた新たな方策が模索されたとし

て積極的な評価をしている。

このような研究結果を踏まえ、仮に失業給付の給付期間を短縮してモラル・ハザードを抑制し、積極的労働市場政策にかかわる各種プログラムの運用の改善ができたとして、それによって東部諸州の失業の問題は解決できるのであろうか。先行研究による評価の中で、積極的労働市場政策の効果が上がらない要因の一つに、地域の労働市場の状況が挙げられていたが、実際に東部諸州の失業の要因を分析した研究では、労働市場政策が有効でないという結論ではなく、多くの場合その要因が労働需要にあると指摘している。さらにその原因とされる労働需要の弱さについては、生産性と賃金あるいは社会保険負担を含めた労働コストが見合わないことが影響しているという指摘がある (Siebert, 2005)。しかし、それは単に労働者のスキル向上などによって解決されるとは言えない。J. Hall and U. Ludwig (2007) は東部諸州における永続的な高失業率は 2 つの要因によってもたらされた労働需要の小ささであるとし、先行研究における労働組合や労働市場政策にその要因を求める結論を否定している。この研究によれば、失業の要因である労働需要の弱さは、第一に民営化がクロス・リージョナルな資本の動きによって急速な資本集約化を進め、その結果として産業再編が効率的な労働需要を生み出さなかったこと、第二に本社機能が旧連邦諸州に移動したことが産業再編のあり方に影響を及ぼし、弱い労働需要しか生み出せなくなっていることが原因であるとしている。また Bonin and Zimmermann (2001) も、失業の要因について、賃金が市場価格にならない (均衡点まで下がらない) のはそうした賃金が生活賃金に到底満たないような額であること、また生産性に見合うよりも高い賃金であることが解消しないのには民間投資の少なさによる生産性の上昇の遅れがその要因であると指摘し、賃金が下がらないことよりもむしろ生産性の上昇が小さいことが問題であるという。こうした要因については労働市場政策が影響を及ぼすことのできる範囲の外にあるもので、このような原因で労働市場の状況が改善しないのであれば、労働市場政策の効果が上がらないことをどのように考えるべきなのであろうか。ここに労働市場の分析と労働市場政策の効果の分析の間のずれが存在している。

ではこうした状況で、雇用の状況に変化はなかったのであろうか。弱い労働需要の一つの要因とされている生産性の低さとそれに比して高い労働コストの問題がある。労働コストの問題は第 1 節で取り上げた東部諸州の移行の特徴の一つにも含まれている。制度の移植に伴い、東部諸州の雇用にも旧連邦諸州と同様の社会保険制度が適用されることとなったために、それまですでに西独でも批判の対象となっていた高い賃金付帯コストが導入された。さらに、統一に際しては旧連邦諸州側の労働組合が東部諸州の労働条件の設定に深くかかわり、その結果、東部諸州においても協約賃金、団体交渉といった制度が移植された。通貨統合によって 300~400% (Akerlof et al, 1991, p.18) に切り上げられた東部諸州の賃金はこうした働きかけによりさらに上昇し、全体としての労働コストは相当に高くなった。このことが企業にとって大きな負担となり、東部諸州の雇用の伸び悩みに大きく影響した



とされている。しかし、賃金は当初の予定通りには上昇せず<sup>12</sup>、協約賃金の適用率も 90 年代末の東部諸州では低い状態であった (Franz and Steiner, 2000)。企業側が経営者団体から脱退あるいは非加入である場合も多く、そういった意味では西独型の労働システムはそれほど東部諸州で深く浸透しなかったといえる。Franz and Steiner (2000) は 90 年代を通じて賃金格差が広がったとし、またその要因の一つに協約賃金が適用された産業や職種とそうでないところという違いが大きくかかわっていると指摘しており、団体交渉制度の不均質な浸透は東部諸州の賃金構造にも影響を与えている。一方の生産性にかんしては、統一時点では東部諸州の生産性は旧連邦諸州の 25% 程度と言われていた (Klodt, 2000) が、生産設備の刷新などを通じて緩やかながら上昇し、90 年代末には旧連邦諸州の 5 割から 6 割程度になったと言われている (Klodt, 2000; Barrell and Velde, 2000 ほか)。この結果、単位労働コストは下降の一途をたどり、90 年代末には 90 年を 100 として 65 を下回る水準にまで下がることとなった (Merkl and Snower, 2007)。Merkl and Snower (2007) はこうした労働コストの下落にもかかわらず東部諸州でなぜ雇用数が上昇に転じないのかについてその要因を分析している。その中では、人は長期間失業することによってスキルや労働習慣といったものが損なわれ、その人の生産性は低下する。そのような人々は就職することや OJT といった機会を得ることも難しくなり、より一層生産性が低下していくこととなる。こうした状況にあっては労働市場全体の平均的な労働生産性は相当に低くなることとなり、そうした生産性の水準にまで労働コストが十分に下がらず、そのため、そうした失業の罠に陥った人々の雇用機会が向上することは見込めない。

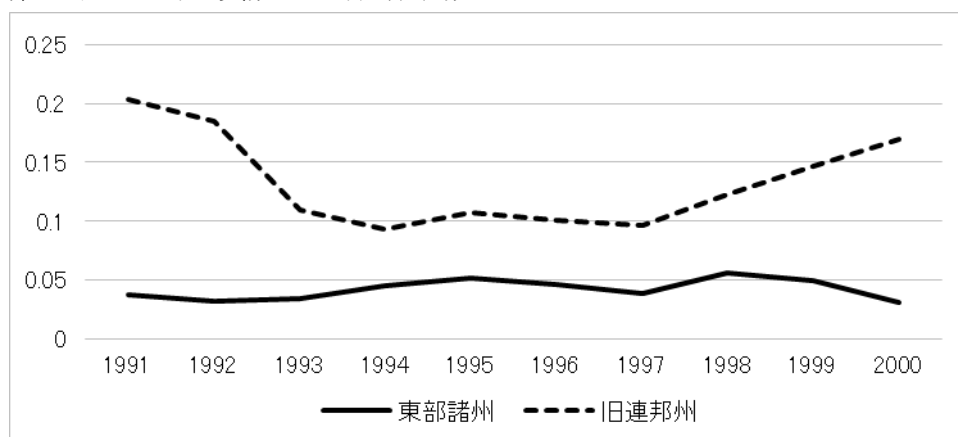
この議論を踏まえれば、失業者、特に長期失業の恐れのある人々に積極的労働市場政策の措置に参加を促すことは、労働市場全体での労働生産性の維持にとって十分に意義をもつことといえる。

ここで Kornai (2013) の移行国の労働市場にかんする分析を引用したい。Kornai は、システム転換が雇用の大幅な減少と「持続的な失業を生み出した」とし、「数年のうちに経済活動人口（実際に職に就いている人々および失業中だが積極的に職探しをしている人々）が急激に減少した」(Kornai, 2013, p. 91) と述べている。上述の労働参加率とは労働可能人口のうち経済活動人口の割合を指したものである。その中で実際に職に就いている人々の数は東部諸州でも急激に減少したが、労働参加率が低下していないということから経済活動人口が全体として減少していないということになる。Kornai が指摘したシステム転換に伴う経済活動人口の急激な減少が東部諸州では見られないのである。Kornai は総人口を①働くことができない人々、②労働可能であるが非活動である人々、③失業者、④雇用されている者、の 4 グループに分類して労働市場の概念を整理している。このうち②労働可能であるが非活動である人々の事情として、いくつかの事例を挙げており、賃金以外の生活手段を持っているといった経済的理由、女性に多いものとして慣習的な理由、家族に対す

<sup>12</sup> 当初、1994 年に賃金が旧連邦諸州と同水準になる方向で進められていたが、旧連邦諸州を 100 として 46.7 (1991) → 70.5 (1994) → 73.9 (1998) というように当初の予定のように進んでいない (Franz and Steiner, 2000)。

るケアの問題、就業意欲喪失者といったものである。これらの要因はそれぞれ排他的ではなく、複数の要因が重なることで非活動となっている人々も存在するであろうが、ここで注目したいのは就業意欲喪失者である。Kornai も「仕事を探している人が希望をあきらめ、職探しをやめ、労働市場から「自発的に」退出するようになるポイントはどこにあるのだろうか」（前掲書 p. 89）と述べているが、長期間にわたって求職活動に成果の上がない状態が続いた場合、一般的には労働市場からの退出率は上昇すると考えられ、実際にそうした状況を見た Kornai はシステム転換後の「急激な経済活動人口の減少」にかんして述べたのである。そうした点を考えれば、東部諸州で労働参加率が低下しなかった要因の一つが労働市場政策であろう。第 14 図で示しているのは連邦雇用庁に登録された失業者に対して、各労働局にあった求人数（欠員数）がどれほどあったかという比率である<sup>13</sup>。この数値は労働市場における需給バランスを正確に示すものではないものの、その東西間での相違にかんしては一つの目安になると考えられる。旧連邦諸州においては失業者に対する欠員数は変動も大きいですが、最も底となっている 93 年から 97 年においても東部諸州の倍ほどの数字であり、一貫して低い数値を保っている東部諸州がいかに厳しい状況であるかを示しているといえる。このような圧倒的な労働供給過剰の状況の中、通常の雇用に就こうとする求職活動が容易に進むものではないことは想像に難くない。それでもなお人々が労働市場に留まり続けた要因を考察しなければならない。

第 14 図 登録欠員数・登録失業者数



出所：Statistisches Bundesamt より筆者作成  
 注) 東部 5 州にベルリンを加えたもの

第 3 節の最後の部分で、労働参加率が初期にこそ早期引退制度の影響もあって下がったが、90 年代を通じてそれほど大きな減少はなく、一定水準を保っていることに触れた。それには政策による退出抑制効果以外の要因の存在があると考えられ、失業者に占める失業

<sup>13</sup> ドイツにおける求人は労働局に登録する以外の手段で行われることも多く、一般に労働局に集まる求人は期間の短い、決して雇用条件の良いものではないものが多い（松丸, 2000）。そのため、第 14 図で示す数字は日本における有効求人倍率とは異なるものであることをここで注記したい。

手当と失業扶助の受給者の多さから経済的要因による就労のニーズが高い可能性について言及した。R-W Institut für Wirtschaftsforschung (1994) は東部諸州における単一稼得者の多子家庭では社会扶助の給付額が労働純報酬を上回る状態であり、賃金との格差維持原則が守られていないことを問題視する一方で、それにもかかわらず東部諸州の人口当たりの社会扶助申請件数が旧連邦諸州を大きく下回っていることをその報告書で指摘している。このことは社会扶助の受給にかんしてモラル・ハザードが生じていないことを示しており、同報告書ではその背景として東部諸州における強い就労意欲を挙げている。こうした就労への意欲やニーズは、東部諸州で大規模に展開された積極的労働市場政策によって損なわれることなく維持され、その一つの結果として労働市場参加率に表れていると言えるのではないだろうか。

ここで再び Ritter (2006) の議論を取り上げたい。Ritter はこれまでに挙げた研究とは全く異なる視点で労働市場政策にかんして述べている。Ritter は 1989 年から 1996 年にかけての統一過程がドイツの社会国家制度にあたえた影響を批判的に考察した。その中で、まず何よりも東から西への移住者の波が統一を後押ししたとともに、社会政策その他の政策決定に重要な影響を与えたと指摘している。西独で統一以前にあった社会国家の見直しへの動きが中断し、その結果、構造的な問題が長期的には激化したとも述べている。この間の労働市場政策に対しては、積極的労働市場政策の整備は社会激変のショックを緩和したが、経済構造改革の妨げとなったと評価し、従来の社会保険のシステムの中に組み込んだことによって、西側の保険加入者に大きな負担を強いることになったとまとめている。社会的なショックの緩和という点のほかにも、Lechner and Wunsch (2009) は積極的労働市場政策の効果そのものには否定的な結論を出す一方で、人的資本の減少を食い止め、労働市場から退出しないようにして社会参加を続けるといった意義があったと評価し、社会不安の解消や生計の維持といった目的を果たしているという評価を与えている。しかし、このように評価される社会激変のショックの緩和という点についても、シュタイニッツ／フィルマー (2001) は「国家的な雇用・補修措置がたいした意義をもっていない」とし、さらに「90年代を通じて、市場原理的な緊縮政策により、新連邦州のそうした軽減効果は恒常的に取り払われた」(シュタイニッツ／フィルマー、前掲書、153 ページ) として厳しい評価を下している。ただし、このシュタイニッツ／フィルマーの評価は、東部諸州にかかわる統一政策、移行政策全般を含めた上での評価であり、第 3 節で示した積極的労働市場政策の規模を見れば、決して軽減効果がなかったとは言えない。統一から時が経つにつれ、初期に比べて規模は相当に縮小され、その内容にも変化があったことはすでに述べたとおりであるが、労働市場政策は「国家的な雇用・補修措置」として各種の雇用プログラムと職業訓練が継続して、また新たな方策も取り入れながら進められている。

90 年代に東部諸州で展開された労働市場政策は、弱い労働需要という条件のもとで政策の効果として雇用可能性を上昇させるという成果を上げることはできなかった。一方で、失業手当や失業扶助の給付を通して失業者の生計を支えながら、特に 1990 年代後半以降に

は積極的労働市場政策のプログラムへの参加を通じてスキルや労働習慣の維持に努め、就労の必要のある人々を労働市場から退出させないような制度を構築することに成功したといえる<sup>14</sup>。先にふれたように、そうした労働市場全体としてのスキルレベルの維持はその地域の労働生産性に大きく影響を及ぼすこととなるため、短期的には効果が出にくい、長期的には雇用水準の向上のための前提条件を作り上げているといえることができる。ただし、第3節でみたように積極的労働市場政策は90年代の間にその政策手段の重心を大きく変化させた。操短手当による職場の維持や早期引退による労働供給の緩和ではなく、職業訓練、雇用プログラムをその中心に据えることとなった。職業訓練は西独時代からドイツの積極的労働市場政策の一つの柱であったが、政策手段としては最も高価な労働市場政策（Feldmann, 2002, p.67）であり、財政負担が大きいという点に効果についての批判が多くあった。そうした中で、SAM や ABM といったさまざまな形で雇用に補助金を出し、失業者を就業させる措置が拡大していくこととなった。公的に提供された雇用に従事していくことで第一の労働市場での就業への足掛かりになることが期待されるものであったが、実際にはそうした効果も限定的なものとなった。積極的労働市場政策や社会扶助における就労扶助といった様々な賃金補助による雇用の創出は、危惧されたような補助金のない雇用の圧迫が起きる可能性や、補助金がなくとも雇用されるはずの人が補助金つき雇用の対象となるといった問題に加え、そうした雇用の創出が低賃金雇用拡大の推進力の一つとなっているのではないかという指摘がある。たとえば、布川（2002）は90年代後半には社会扶助の側から低賃金雇用のバックアップが行われたと論じており、この問題は賃金そのものが何によってどのように規定されるものであるのかという問題の提起ともいえる。松丸（2000）が「これまで労働者全体に保障されてきた雇用の質や水準を引き下げることによって、見かけ上の雇用量を増大させている」として、「大量の失業や財政的な問題の真の原因を探る」（松丸，2000）視点の欠落を厳しく批判しているように、ドイツ国内では雇用の拡大策とその反面での補助金付き雇用の増大という問題への関心は90年代には一般的ではなかった。こうした問題に関心が集まるのは2000年代以降、特にハartz改革が行われた後であるが、それ以前の90年代に、特に東部諸州を中心としてこうした問題は存在していたのである。

## おわりに：1990年代東部諸州における労働市場政策の帰結と社会的コスト

本稿では東西ドイツ統一以降に東部諸州で展開された労働市場政策の展開を追い、政策の背景を観察したうえで、目的と政策手段の変容について述べた。また、東部諸州の労働市場についての先行研究には、労働市場政策について政策の効果分析を行った先行研究と労働市場の分析を行った先行研究とが存在するが、それぞれの分析で政策効果に対する批判

<sup>14</sup> とはいえ、Mikrozensus 1991, 1995によれば90年から95年の間に就業者のうちを占める不熟練労働者の割合は下がったが、労働市場全体ではやや増加し、特に女性ではその割合が5.3%から12%にまで増加した。女性に対する厳しい雇用情勢はスキルの面にも大きく影響を及ぼしていると考えられる。

的な結論と、労働市場における労働需要の弱さが失業の要因という結論が導かれており、この二つの結論を総合的に考察する必要性を指摘した。そのうえで、本稿でも述べたような体制移行と統一という二つの過程が同時進行した状況の複雑さを鑑みると、90年代における東部諸州の失業率の高止まりを労働市場政策の失敗とみなすことは難しいといえる。

90年代に東部諸州で生じた失業問題は、最も急激な形で進められた体制転換であることからすると当然の結果であった。そうした事態に事後的に対応することとなった東部諸州における労働市場政策の展開は、これまで東独時代にはなかった失業が大量に生じたことによる社会的、経済的なショックを緩和することに大きな役割を果たしたと考えられる。東独時代には保障されていた労働・雇用が、一転して労働市場における需給関係によって決定されるものとなったことで、経済的にも精神的にも不安な状況に陥った人々に、西独のセーフティー・ネットが適用されたことは、失業という社会的コストを大幅に緩和することになった。また、通常事前的なものであるとされる積極的労働市場政策も、東部諸州においては失業を予防すると言うより、事後的に失業者を中心としながら、社会全体としてスキルの変化が要求される中でそれに適応するための手段を提供した点で評価できる。さらに、当初、統一に先立って社会政策や労働市場政策が展開され始めたのは、東独から西独への人口移動の流れを押しとどめる目的があったためである。90年代をつうじて人口流出は続いたものの、89年から90年にかけての移動の量を一定程度に押し下げた効果はあったと考えられ、この点でも人口流出にともなう社会的コストが低く抑えられたと考えることができる。つまり、これまで労働市場政策は当初の予想以上にコストのかかった統一プロジェクトの中でもかなりのウエイトを占めるものとして考えられてきたが、東部諸州の社会的コストを統一コストの考慮に入れた場合には、その社会的コストの大幅な削減に貢献したことから、労働市場政策は総体としての統一コストを低く抑える効果があったと考えられる。

このように、90年代東部諸州における労働市場政策は消極的労働市場政策から積極的労働市場政策まで、広範に展開しつつも失業率の改善という成果を挙げることはできなかった。しかしながら、社会経済の大きな変化に伴った労働市場の混乱を一定程度に抑え、東部諸州の人々の生活の安定と社会の再構築に貢献し、統一と体制転換に伴って生じた社会的コストを抑えることに成功したと言う点で評価することができる。こうした視点はこれまでの統一コストの研究では触れられてこなかった点であり、東部諸州における社会的コストと統一コストの問題については今後も検討を重ねていきたい。

## 参考文献一覧

### 【英語文献】

- Akerlof et al, "East Germany In From the Cold: The Economic Aftermath of Currency Union", *Brookings Papers on Economic Activity* 1991, pp.1-105
- Amoroso, Lisa M., and James C. Witte. 1998. "German Active Labor Market Policies: The Use of Job Creation and Training Programs Following Unification." pp.200-214. *Empirische Forschung und wirtschaftspolitische Beratung: Festschrift für HansJürgen Krupp zum 65. Geburtstag*. Heinz P. Galler and Gert Wagner, editors. Campus Verlag.
- Bah, E. and J. C. Brada, "Labor Markets in the Transition Economies: An Overview", *The European Journal of Comparative Economics*, Vol. 11, No. 1, 2014, pp. 3-53.
- Barrell, R. and te Velde,DW. "Catching-up of east German labour productivity in the 1990s". *German Economic Review*, 1(3). pp. 291-297
- Bentley, Raymond, *Technological Change in the German Democratic Republic*, Westview Press/ Boulder and London, 1984.
- Bernhart, S. and J. Wolff, "Contracting out placement services in Germany: Is assignment to private providers effective for needy job-seekers?", *IAB Discussion Paper* 5/2008.
- Bonin, H. and R. Euwals, "Participation Behavior of East German Women after German Unification", *IZA Discussion Paper* No. 413, 2002.
- Bonin, H. and K.F. Zimmermann, "The Post-Unification German Labor Market", in R. T. Riphahn, D. J. Snower and K. F. Zimmerman (eds), *Employment Policy in Transition: The Lessons of German Integration for the Labor Market*, Berlin, Springer, 2001, pp.8-30.
- Bosch, Gerhard and Claudia Weinkopf, *Low-Wage Work in Germany*, Russell Sage Foundation, 2008
- Carlin, Wendy, "The New East German Economy: Problems of Transition, Unification and Institutional Mismatch", in Chris Flockton and Eva Kolinsky ed, *Recasting East Germany: Social Transformation after the GDR*, 1999.
- Ellman, M., "The Social Costs and Consequences of the Transformation Process", *Economic Survey of Europe*, Nos.2/3, 2000, pp.125-145.
- Feldmann, Horst, "Labour Market Policies in Transition: Lessons from East Germany", *Post-Communist Economies*, Vol.14, No.1, 2002, pp.47-84.
- Franz, Wolfgang and Viktor Steiner, "Wages in the East German Transition Process: Facts and Explanations", *German Economic Review*, 1(3), 2000, pp.241-269.
- Flockton, Chris Employment, "Welfare Support and Income Distribution in East Germany", Flockton, C. and Kolinsky, E. (ed.), *Recasting East Germany: Social Transformation after the GDR*, Frank Cass, 1999, pp. 33-51.
- Gerling, Katja., *Subsidization and Structural Change in Eastern Germany*, Springer, 2002.
- Hall, John B. and Udo Ludwig, "Explaining persistent unemployment in eastern Germany", *Journal*

- of Post Keynesian Economics*, Vol.29, No.4, 2007, pp.601-619.
- Hüfner, Felix and Caloline Klein, *The German Labour Market: PREPARING FOR THE FUTURE*, *OECD Economics Department Working Papers*, No. 983, 2012.
- Hujer, Reinhard and Christopher Zeiss, "The effects of job creation schemes on the unemployment duration in Eastern Germany", *Zeitschrift für ArbeitsmarktForschung*, Vol.40, Iss.4, 2007, pp.383-398.
- Katzenstein, P., *Policy and Politics in West Germany: The Growth of a Semisovereign State*, Temple University Press, 1987.
- Klinger, S. and T. Rothe, "The Impact of Labour Market Reforms and Economic Performance on the Matching of the Short-term and the Long-term Unemployed", *Scottish Journal of Political Economy*, 59 (1), 2012, pp.90-114.
- Klodt, H., "Industrial Policy and the East German Productivity Puzzle", *German Economic Review*, Vol.1(3), 2000, pp.315-333.
- Kornai, J., "Transformatinal Recession: The Main Causes", *Journal of Comparative Economics*, Vol. 19, No. 1, 1994, pp.30-63.
- *Capitalism, Rivalry, and the Surplus Economy: Two Essays on the Nature of Capitalism*, Oxford University Press, 2013 (溝端佐登史・堀林巧・林裕明・里上三保子訳『資本主義の本質について－イノベーションと余剰経済』NTT出版, 2016年) .
- Krause, M.U. and H. Uhlig, *Transition in the German Labour Market: Structure and Crisis*, *Journal of Monetary Economics*, Vol. 59-1, 2012, pp.64-79
- Lechner, M. and C. Wunsch, "Active Labour Market Policy in East Germany", *Economics of Transition*, vol. 17(4), 2009, pp.661-702.
- Merkel, C. and D. Snower, "East German Unemployment: The Myth of the Irrelevant Labor Market", *Kiel Working Papers*, No. 1435, 2008a.
- Merkel, C. and D. Snower, "Escaping the unemployment trap: The case of East Germany", *Journal of Comparative Economics*, 36(4), 2008b, pp.542-556.
- Nativel, Corinne, *Economic transition, unemployment and Active Labour Market Policy: Lessons and perspectives from the East German Bundes Länder*, The University of Birmingham Press, 2004.
- Pierson, P., "The New Politics of the Welfare State", *World Politics*, Vol. 48, No. 2, 1996, pp. 143-179.
- Riphahn, R.T., D.J. Snower and K.F. Zimmerman (ed.), *Employment Policy in Transition: The Lessons of German Integration for the Labor Market*, Springer, 2001.
- Schmidt, R., "Eastern Germany's Incorporation into the Federal Republic", in D.Lane and M.Myant (ed.), *Varieties of Capitalism in Post-Socialist Countries*, Palgrave, 2007, pp.90-104.
- Siebert, Horst, *THE GERMAN ECONOMY*, Princeton University Press, 2005.

- Sinn, Hans-Werner, "Germany's Economic Unification: An Assessment after Ten Years", *Review of International Economics*, 10(1), 2002, pp.113-128
- Steiner, A., "From Soviet Occupation Zone to "New Eastern States"", in H. Berghoff and U. Balbier *The East German Economy, 1945-2010*, Cambridge University Press, 2014, pp.18-20.
- Wolff, Joachim, "Unemployment Benefits and the Duration of Unemployment in East Germany", *Discussion paper / Sonderforschungsbereich 386 der Ludwig-Maximilians-Universität München*, No.344, 2003.
- Wunsch, Conny, "Labour Market Policy in Germany: Institutions, Instruments and Reforms since Unification", Discussion Paper no. 2005-06, Department of Economics, University of St. Gallen, March 2005, 2005.

Eurostat (2014) Labour Force Survey, Online., Available HTTP: <<http://epp.eurostat.ec.europa.eu>> (accessed 24 March 2017).

ILO, LABORSTA Labour Statistics Database.

International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 1999 and April 2012.

#### 【ドイツ語文献】

- Busch, Ulrich, "Aufbau Ost-Bilanz und Perspektiven", *Berliner Debatte Initial*, 16-1, 2005, S.79-90.
- Heilemann, Ullrich., "Die Finanzierung der deutschen Einheit", *Sozialer Fortschritt*, 10/2000. S. 253-259.
- Henning, F.-W., *Das industrialisierte Deutschland 1914 bis 1992 9. Auflage*, Ferdinand Schöningh, 1997.
- Hülser, O., *Frauenerwerbstätigkeit im Transformationsprozeß der deutschen Vereinigung*, Beiträge zur Arbeitsmarkt und Berufsforschung 194, Nuremberg, 1996.
- Lampert, Heinz, *Der Wirtschafts- und Sozialordnung der Bundesrepublik Deutschland*, München: Olzog, 1992.
- Lechner, M., "Eine empirische Analyse des Geburtenrückgangs in den neuen Bundesländern aus Sicht der neoklassischen Bevölkerungsökonomie", *Zeitschrift für Wirtschafts- und Sozialwissenschaften*, 118, 1998, S.463-488.
- Meyer, W., *Individuelle Erwerbschancen in Ostdeutschland: Auswirkungen des wirtschaftsstrukturellen Wandels*, Wiesbaden: Deutscher Universitätsverlag, 1997.
- Mosley, H., "Evaluation der Maßnahmen zur Umsetzung der Vorschläge der Hartz-Kommission: Modul 1a Neuausrichtung der Vermittlungsprozess", *Bericht 2006 für das Bundesministerium für Arbeit und Soziales*, WZB, Infas, 2006.
- Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung (Hg.), *Das Zusammenwirken von Steuern und Sozialtransfers in den jungen Bundesländern*, Gutachten im Auftrag des Bundesministers der



Finanzen, Mai 1994.

Ritter, Gerhard A., *Der Preis der deutschen Einheit: die Wiedervereinigung und die Krise des Sozialstaats*, C. H. Beck, 2006 (竹中亨監訳『ドイツ社会保障の危機—再統一の代償』ミネルヴァ書房, 2013年) .

Schmidt, Kurt, "Die Finanzierung des Einigungsprozesses in Deutschland", *Wirtschaftsdienst*, 7/1991, S.343.

Statistisches Amt der DDR, *Statistisches Jahrbuch der Deutschen Demokratischen Republik*, 1988.

Statistisches Bundesamt, *Pressemitteilung* vom 18. März 2014 104/14

Statistisches Bundesamt, *Pressemitteilung* vom 5. März 2015 77/15.

Amtliche Nachrichten der Bundesanstalt für Arbeit, Arbeitsmarkt 1991~2000 各年版

Mikrozensus 1991, 1995

Statistisches Bundesamt, "Wirtschaft und Statistik", 6/2001, 2001.

Statistisches Bundesamt, Mikrozensus. Bevölkerung und Erwerbstätigkeit. Beruf, Ausbildung und Arbeitsbedingungen der Erwerbstätigen, Band 2: Deutschland, Wiesbaden, 2007.

Statistisches Bundesamt, GENESIS on-line database

WSI-Tarifarchiv, Statistisches Taschenbuch Tarifpolitik 2014, Dusseldorf, 2014.

## 【日本語文献】

小原美紀「失業給付と求職者の労働供給」三谷直紀編著『叢書・働くということ第3巻 労働供給の経済学』ミネルヴァ書房, 2011, 第5章所収, 127-145 ページ。

近藤潤三『統一ドイツの変容：心の壁・政治倦厭・治安』木鐸社, 1998。

近藤正基『現代ドイツ福祉国家の政治経済学』ミネルヴァ書房, 2009。

齋藤順子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』平成23年9月号, 2011, 117-139 ページ。

シュタイニッツ, クラウス/フリッツ・フィルマー「非工業化—1989-99年の経済・労働市場」フリッツ・フィルマー編著『岐路に立つ統一ドイツ 果てしなき「東」の植民地化』木戸衛一訳, 青木書店, 2001, 147-178 ページ。

橘木俊詔『失業克服の経済学』岩波書店, 2002。

戸原四郎・加藤榮一・工藤章編『ドイツの経済』有斐閣, 2003。

戸田典子「失業保険と生活保護の間—ドイツの求職者のための基礎保障—」『レファレンス』平成22年2月号, 2010, 7-31 ページ。

長屋泰昭「ドイツ経済と立地論争—グローバル化への対応—」『大阪府立大学論集』51号, 2003, 15-32 ページ。

久本憲夫「統一ドイツの労使体制—旧東ドイツを中心に」『大原社会問題研究所雑誌』No.420, 1993, 1-22 ページ。

フィルマー, フリッツ『岐路に立つ統一ドイツ—果てしなき「東」の植民地化』青木書店,

2001。

布川日佐史「新展開みせるドイツの「就労扶助」の二面性」『労働運動』363号, 1995, 137-144 ページ。

布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯—日独比較：公的扶助における稼働能力の活用を中心に』御茶の水書房, 2002。

藤内和公「ドイツにおける人員削減手続き—ハルトマン著『現地における公平さ』等の紹介と解説—」『岡山大学法學會雑誌』第45巻第4号, 1996, 1037-1077 ページ。

ブッシュ, ウルリッヒ「東西間の「移転」—儲けたのは誰か」フリッツ・フィルマー編著, 木戸衛一訳『岐路に立つ統一ドイツ 果てしなき「東」の植民地化』青木書店, 2001, 195-220 ページ。

松丸和夫「ドイツにおける労働市場政策の最近の動向—試練に立つ積極的労働市場政策」『経済学論纂』(中央大学), 第33巻第4号, 1992, 31-53 ページ。

—「ドイツの雇用創出施策—ABM—労働市場政策の挑戦—」『経済学論纂』(中央大学), 第35巻第5・6合併号, 1995, 387-397 ページ。

—「ドイツにおける労働市場政策と雇用創出をめぐる若干の問題」『大原社会問題研究所 雑』No.496, 2000, 1-11 ページ。

ラヴィーニョ, M.『移行の経済学—社会主義経済から市場経済へ—』日本評論社, 2001。

リッター, ゲルハルト A.『ドイツ社会保障の危機—再統一の代償』竹中亨監訳, ミネルヴァ書房, 2013。

渡辺尚「「東西較差」と「南北較差」—ドイツ的経済空間の史的構造—」田中豊治・柳沢治・小林純・松野尾裕編『近代世界の変容 ヴェーバー・ドイツ・日本』リブレポート, 1991, 39-64 ページ。